



府 食 第 7 7 2 号

平成 2 0 年 7 月 1 5 日

食品安全委員会委員長 見上 彪 殿

企画専門調査会座長 早川 堯夫

平成 1 9 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

標記について、本年 6 月 1 8 日に開催した企画専門調査会第 2 4 回会合  
において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告します。

平成19年度食品安全委員会運営計画  
(平成19年3月29日食品安全委員会決定)  
のフォローアップについて(報告)

平成20年7月

食品安全委員会 企画専門調査会

<審議の経緯>

2008年6月18日  
2008年7月15日

第24回企画専門調査会  
企画専門調査会座長より  
食品安全委員会委員長へ報告

<食品安全委員会委員>

委員長	見上	彪
委員長代理	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	廣瀬	雅雄
	本間	清一

<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>

座長	早川	堯夫
座長代理	清水	英佑
	伊藤	正史
	内田	健夫
	生出	泉太郎
	河合	義男
	近藤	信雄
	佐々木	珠美
	武見	ゆかり
	谷口	正代
	西脇	徹
	橋本	由子
	福代	俊子
	宗像	道子
	山根	香織
	渡邊	治雄

## 目 次

第 1	平成19年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	1
1	会議の開催	
①	委員会会合の開催	
②	企画専門調査会の開催	
③	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④	緊急時対応専門調査会の開催	
⑤	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2	平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成	
①	平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成	
②	平成20年度食品安全委員会運営計画の作成	
第 3	食品健康影響評価の実施	4
1	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
2	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
3	リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	11
1	意見交換会等の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	15
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	16
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	17

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況
第1 平成19年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。</p> <p>2 平成19年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、体制強化や審議の進め方の改善を行う。</li> <li>・ 食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、新たな分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物等）等について、評価ガイドラインの検討を行う。</li> <li>・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施できるよう、現在実施中の研究の中間評価を適切に実施しつつ、食品健康影響評価技術研究を一層推進する。</li> <li>・ 平成18年11月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地域における指導者及びリスクコミュニケーターの育成や、食育の推進にも資する教材の提供等を実施する。</li> <li>・ 国民の関心に配慮しつつ、ホームページやメールマガジン、季刊誌の発行等に加えてマスメディアを通じ、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、食品安全モニターの活動の活性化等を図るとともに、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターから寄せられた情報について、関係機関への情報提供や国民への積極的な情報発信を行う。</li> <li>・ 食品の安全性の確保に関する情報の一元的な収集・整理及び分析に努めるとともに、緊急時を想定した訓練の実施により、緊急時の対処体制を強化する。</li> <li>・ 欧州食品安全機関（EFSA）など国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果を英訳して海外に広く発信・情報交換することにより、リスク評価における国際協調を推進する。</li> </ul>	<p>平成19年度においては、当運営計画に基づき、重点事項を中心にその円滑かつ着実な実施に取り組んだ結果、概ね計画どおりの実績を挙げることができたと考えている。しかし、計画に達しなかった事業やより高いレベルを目指すべき課題もあることから、当フォローアップの結果を踏まえ、平成20年度事業に取り組むこととする。</p> <p>【重点事項の実施状況】</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポジティブリスト制度関係 . . . . [第3の3] に記載</li> <li>・ 評価ガイドライン関係 . . . . [第3の1] に記載</li> <li>・ 食品健康影響評価技術研究関係 . . . . [第3の5] に記載</li> <li>・ 地域における指導者育成等関係 . . . . [第4の2及び7] に記載</li> <li>・ 国民等への情報発信関係 . . . . [第4の4及び5] に記載</li> <li>・ 緊急時対応関係 . . . . [第5の1及び2] に記載</li> <li>・ 海外関係 . . . . [第6の2] に記載</li> </ul> </div>
第2 委員会の運営全般	<p>1 会議の開催</p> <p>① 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>② 企画専門調査会の開催</p> <p>委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日委員会決定）のフォロー</li> </ul>	<p>○ 47回開催</p> <p>原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催した。</p> <p>○ 4回開催</p> <p>第20回会合（6月12日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度運営状況報告書（案）について審議し、了承。</li> </ul>

- アップ、平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成19年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
  - ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
  - ・ 基本的事項のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営計画の審議（平成20年1～2月ごろ）

- 第21回会合（9月7日）
- ・ 自ら評価案件候補の選定についてし、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補として15案件について審議を行い、「こんにやく入りゼリーに関する食品健康影響評価」等6案件を更に審議を行うものとして決定。
- 第22回会合（11月27日）
- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び自ら評価案件候補の選定について審議し、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補として、「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」を選定し、委員会へ報告することを決定。
- 第23回会合（平成20年2月8日）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（案）及び平成20年度食品安全委員会運営計画（案）について審議し、ともに了承。

### ③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

- おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。
- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
  - ・ 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年3月ごろ）

- 6回開催
- 第31回会合（5月8日）
- ・ カナダ・ビクトリア大学コンラッド・ブルンク教授を迎え、科学的不確実性とリスクコミュニケーションについて意見交換。
- 第32回会合（6月11日）
- ・ 食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションの検証について、検証の対象となる取組、手法、検証の視点について審議。
  - ・ 平成18年度食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに関する調査報告を受け、質疑応答。
- 第33回会合（8月3日）
- ・ リスクコミュニケーションの検証、審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方について、ワーキンググループでの検討を踏まえ、審議。
- 第34回会合（10月24日）
- ・ 食品安全委員会より当面調査審議を求める事項として示された、Ⅰ. リスクコミュニケーションの検証、Ⅱ. 地方自治体との協力、Ⅲ. 食育、Ⅳ. 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方、Ⅴ. 諸外国との連携の5項目について、検討の進め方及びとりまとめのスケジュール等について審議。
- 第35回会合（平成20年1月18日）
- ・ リスクコミュニケーションの検証について、「意見交換会の実施に関するガイドライン（案）」に沿って、議論し、内容を検討。
  - ・ 地方自治体との協力について議論。
- 第36回会合（平成20年2月27日）
- ・ オランダワーゲンヘン大学リン・フルワー教授を迎え、EUにおける消費者のリスク認知や行政に対する信頼性などについて意見交換。
- 3月に東京、大阪において、自ら評価の実施案件である「食品中の鉛」について意見交換会を開催したため、平成19年度の総括は平成20年4月23日の第37回会合で審議。

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

○ 3回開催

第22回会合(7月11日)

- ・平成18年度緊急時対応訓練のまとめを行うとともに、平成19年度緊急時対応訓練(案)について審議し、了承。

第23回会合(10月30日)

- ・緊急事態への対処体制の強化方策の検討並びに緊急時対応訓練の具体的な内容及び進め方について審議。

第24回会合(平成20年3月24日)。

- ・平成19年度緊急時対応訓練の検証及び食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施方針に基づく対応について審議。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、関係する専門調査会の下に設置された、部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、引き続き体制を強化するとともに、審議プロセスの効率化等により審議の円滑化を目指す。

(1) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

計 156回を開催

・ 添加物専門調査会	14回
・ 農業専門調査会	74回
・ 動物用医薬品専門調査会	22回
・ 器具・容器包装専門調査会	1回
・ 化学物質専門調査会	1回
・ 汚染物質専門調査会	1回
・ 化学物質・汚染物質専門調査会	4回
・ 微生物専門調査会	1回
・ ウイルス専門調査会	1回
・ 微生物・ウイルス専門調査会	4回
・ プリオン専門調査会	6回
・ かび毒・自然毒等専門調査会	1回
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	14回
・ 新開発食品専門調査会	8回
・ 肥料・飼料等専門調査会	3回
・ 汚染物質・化学物質専門調査会合同	1回

(注) 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。

(2) 調査審議体制の強化

○ より効率的かつ機動的な調査審議を進める観点から、平成19年10月に専門調査会の構成を見直した。

- ・ 化学物質専門調査会と汚染物質専門調査会を統合し、新たに化学物質・汚染物質専門調査会を設置。
- ・ 微生物専門調査会とウイルス専門調査会を統合し、新たに微生物・ウイルス専門調査会を設置。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質・汚染物質専門調査会内に、幹事会、化学物質部会、汚染物質部会及び清涼飲料水部会を設置し、評価対象やその専門的な分野を考慮した審議プロセスに改編。</li> </ul>								
	<p>2 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>① 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成19年5～6月ごろ） 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>○ 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書については、6月12日（第20回会合）に企画専門調査会で審議し、6月28日の第196回委員会会合において決定した。</p>								
	<p>② 平成20年度食品安全委員会運営計画の作成（平成20年1～3月ごろ） 平成20年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>○ 平成20年度食品安全委員会運営計画については、平成20年2月8日（第23回会合）に企画専門調査会で審議し、3月27日の第231回委員会会合において決定した。</p>								
第3 食品健康影響評価の実施	<p>1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定</p> <p>食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」及び平成18年度に着手した「農薬」、「動物用医薬品」、「飼料添加物」の評価ガイドラインを引き続き検討し、平成19年度中の策定に努める。また、新たに、これまでに評価終了品目の多い食品添加物の評価ガイドラインの検討に着手する。</p> <p>なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。</p>	<p>(1) ガイドラインの策定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドラインの対象分野</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品</td> <td>「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」の草案を作成中</td> </tr> <tr> <td>農薬、動物用医薬品、飼料添加物</td> <td>リスク管理機関との調整を行いながら、草案を作成中</td> </tr> <tr> <td>食品添加物</td> <td>食品安全確保総合調査において、評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施中</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価に関するガイドラインについては、リスク管理機関と調整を図りながら、作成を進めているところである。今後、関係府省と連携しながら、着実に作業を進めることとしている。</p> <p>[参考] 「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（案）」については平成20年4月24日の第235回委員会会合で審議し、意見・情報の募集に入ることを決定。</p> <p>(2) 食品健康影響評価技術研究の活用</p> <p>○ 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり必要となる研究を行うため、平成19年度、食品健康影響評価技術研究において、[第3の5の(1)]のとおり4研究領域9課題を決定した。</p>	ガイドラインの対象分野	進捗状況	遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品	「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」の草案を作成中	農薬、動物用医薬品、飼料添加物	リスク管理機関との調整を行いながら、草案を作成中	食品添加物	食品安全確保総合調査において、評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施中
ガイドラインの対象分野	進捗状況									
遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品	「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」の草案を作成中									
農薬、動物用医薬品、飼料添加物	リスク管理機関との調整を行いながら、草案を作成中									
食品添加物	食品安全確保総合調査において、評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施中									
	<p>2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。</p> <p>これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委</p>	<p>(1) 自ら評価案件の選定と危害情報等の提供</p> <p>○ 食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた情報、委員会事務局において収集した情報等に基づき、「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補」として15案件を抽出し、企画専門調査会第21回会合及び第22回会合において審議した結果、「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」を自ら評価候補案件として選定し、委員会に報告することが決定された。</p>								



員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

既に、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、平成18年度に絞り込んだ4案件（鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）の中から、優先度を決めた上で、微生物専門調査会又はウイルス専門調査会において審議を進める。

同じく、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、プリオン専門調査会において評価の準備段階として取りまとめた評価の進め方や必要項目等をもとに、更に検討を進める。

○ 平成20年1月17日の食品安全委員会第222回会合において、企画専門調査会の審議結果を報告し、自らの判断で「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」を行うことが委員会としても適切であるとし、意見交換会を行った上で、実施について決定することとされた。

○ 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」について平成20年3月に東京都と大阪で意見交換会を実施した。

○ そのほか「こんにやく入りゼリー」、「体細胞クローン牛」、「ヘテロサイクリックアミン」、「多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩」、「食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノールA」、「ポリスチレン容器から溶出するステレントリマー」、「複数添加物の相乗毒性」、「食品添加物パラオキシ安息香酸エステル類」及び「有機ヒ素化合物（ジメチルアルシン酸）」に係る案件について、Q & Aやファクトシートの策定等を行うことが決定された。

## (2) 自ら評価選定案件の進捗状況

### ① 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価

○ 意見交換会の結果等を踏まえ、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから調査審議を進めることとし、現在、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて調査審議を行っている。

○ 「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」について、付属文書を作成し、同指針（暫定版）として取りまとめた。

### ② 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

○ 意見交換会の結果等を踏まえ、自ら評価を実施することを決定し、平成19年7月に評価対象国14か国へ質問書を発出した。

○ 現時点で回答があったのは、9ヶ国（オーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラス）である。今後、プリオン専門調査会において提出された回答を基に評価を行うとともに、回答がない5ヶ国（ニュージーランド、バヌアツ、中国、ノルウェー、アルゼンチン）については引き続き回答を、働きかけることとする。

## 3 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年から導入されたいわゆるポジティブリスト制度については、関係する専門調査会で十分な連携を図りつつ、部会等の枠組みを活用して、暫定基準に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成18年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、19年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リ

○ これまでの食品健康影響評価要請案件の審査実績（平成20年3月31日現在）

・ これまでのリスク評価対象案件数  
1005案件（うち平成19年度にリスク管理機関から評価依頼のあった案件数248件）

・ これまでに評価が終了した案件数  
552案件（うち平成19年度に評価を終了した案件数 201件）

・ 意見募集中の案件数  
22案件（意見募集を締め切った後に検討中のものも含む）

スク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

なお、清涼飲料水及びポジティブリスト制度導入に係る暫定基準等の評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

[参考]

意見募集の実施実績（評価関係）

- ・ 実施案件数：110件（募集中の6件を含む）
- ・ 応募意見数：上記の内19案件について、合計30件にのぼる意見が提出された

○ 平成18年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、平成19年度中にその大半について評価を終えたが、一部については、評価資料の収集中であつたり、各専門調査会における検討の結果、リスク管理機関に追加資料を要請することとなったことから、審議は平成20年度に持ち越されている。

なお、清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準値等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、類似物質のグループ化、国内外の評価書の活用等について検討を行い、調査審議の効率化及び迅速化に努めることとしている。

○ ポジティブリスト制度に係る評価案件の審査実績（平成20年3月31日現在）

- ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に対応するため、専門調査会の下に設置した部会を支える事務局の体制を平成19年4月に強化した。
- ・ 平成19年度においては、厚生労働省から示された「平成19年度食品健康影響評価依頼予定物質について」に基づき評価要請を受け、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（第149回食品安全委員会決定）に従い調査審議を進めている。
- ・ 平成18年度から現在までに229物質の評価要請を受け、67物質について評価結果を通知した。

○ 清涼飲料水の規格基準に係る評価案件の審査実績

- ・ 化学物質・汚染物質専門調査会又は農薬専門調査会において、国際機関における評価状況等を考慮し、計画的に調査審議を進めている。
- ・ 現在までに48化学物質及び93農薬について評価要請を受け、9化学物質及び4農薬について評価結果を通知した。

#### 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成19年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、19年9月ごろ及び20年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク

○ 平成19年2月に 厚生労働省及び農林水産省に対して、6回目の調査を依頼

〔調査内容〕

- ・ 平成18年4月から18年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野27品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（5分野23品目）

〔調査結果〕

- ・ 平成19年4月19日の第187回委員会会合において、その結果を報告した。

管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

<結果概要>

- ・ 前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果を報告した。

〔 添加物：5品目、農薬：3品目、動物用医薬品：19品目、器具・容器包装：1品目、微生物：1品目、遺伝子組換え食品等：3品目、新開発食品：16品目、その他：2品目 〕

- 平成19年8月に、厚生労働省及び農林水産省に対して、7回目の調査を依頼  
〔調査対象〕

- ・ 平成18年10月から平成19年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野70品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（5分野20品目）

〔調査結果〕

- ・ 平成19年10月25日の第212回委員会会合において、その結果を報告した。

<結果概要>

- ・ 前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果を報告した。

〔 添加物：7品目、農薬：9品目、動物用医薬品：41品目、汚染物質・化学物質：10品目、器具・容器包装：2品目、微生物：1品目、遺伝子組換え食品等：5品目、新開発食品：11品目、肥料・飼料等：4品目 〕

- 平成20年2月に、厚生労働省及び農林水産省に対して、8回目の調査を依頼  
〔調査対象〕

- ・ 平成19年4月から9月までの間に通知した食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（5分野83品目）及びそれまでの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（7分野41品目）

- リスク管理機関における施策の実施状況の把握

- ・ 厚生労働省及び農林水産省からBSE対策に関する調査結果等について、第200回及び231回委員会会合で報告した。

## 5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。

### (1) 食品健康影響評価技術研究

- 平成19年度新規食品健康影響評価技術研究については、4月5日の食品安全委員会第185回会合において、次の4研究領域9課題を研究課題として決定した。

また、本研究の一層効率的かつ効果的な実施を図るため、現在実施中の研究について中間評価を適切に実施するとともに、研究事業の実施に当たっては、研究資金の適正な執行に努める。

さらに平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

#### 平成19年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

- ① 領域名：食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域  
課題名：遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発  
課題名：ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析  
課題名：化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築  
課題名：毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究
- ② 領域名：食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域  
課題名：予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発  
課題名：腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析  
課題名：食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発
- ③ 領域名：新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域  
課題名：遺伝子組換え食品等のアレルゲン性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発
- ④ 領域名：リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域  
課題名：効果的リスクコミュニケーションのための学際的人材育成システムの構築

○ 平成17年度及び平成18年度に採択した食品健康影響評価技術研究の中間評価については、4月5日の食品安全委員会第185回会合において、以下のとおり決定した。

#### 平成17年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

- ① 領域名：化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域  
課題名：環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討  
評価結果：継続
- ② 領域名：食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域  
課題名：器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究  
評価結果：継続
- ③ 領域名：プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域  
課題名：BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態  
評価結果：研究計画の改善が必要
- ④ 領域名：微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域  
課題名：多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究  
評価結果：継続
- ⑤ 領域名：タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域

課題名：免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究  
評価結果：継続

⑥ 領域名：食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域  
課題名：定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究  
評価結果：継続

⑦ 領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域  
課題名：効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究  
評価結果：継続

⑧ 領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域  
課題名：食品災害時のリスクコミュニケーションの実態調査（風評被害を含む）及び災害の性格分類  
評価結果：継続

#### 平成18年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

① 領域名：化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域  
課題名：メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法  
評価結果：継続

② 領域名：化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域  
課題名：一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発  
評価結果：研究計画の改善が必要

③ 領域名：食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域  
課題名：BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合  
評価結果：継続

④ 領域名：食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域  
課題名：vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究  
評価結果：継続

⑤ 領域名：食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域  
課題名：非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究  
評価結果：継続

⑥ 領域名：食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域  
課題名：生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究  
評価結果：継続

⑦ 領域名：健康食品等の安全性評価法に関する研究領域

課題名：いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究  
評価結果：継続

⑧ 領域名：リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域

課題名：双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究  
評価結果：継続

○ 平成20年度の食品健康影響評価技術研究の研究領域については、12月20日の食品安全委員会第220回会合において次の4研究領域が決定された。また、決定された研究領域について、12月26日から平成20年2月8日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計49件の応募があった。

応募された課題については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、書面による1次審査及びヒアリングによる2次審査を行い、研究課題の候補として8課題を選定した。

1 化学物質系研究領域

○ 食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域

食品中の化学物質等の健康影響評価の効率的・効果的な実施に資するものであって、以下のような研究成果が期待できるものであること。

- ① 乳幼児における化学物質の発達障害に及ぼす健康影響評価手法の開発
- ② 鉛などの有害金属の低濃度曝露による健康影響評価手法の開発
- ③ 食品中の化学物質の曝露による新たな健康影響評価指標及び統計技法を活用した定量的評価手法の高度化

2 生物系研究領域

○ 食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域

食品に起因する有害微生物等の健康影響評価の効率的・効果的な実施に資するものであって、以下のような研究成果が期待できるものであること。

- ① 定量的解析手法を考慮しつつ、食品中の有害微生物等の挙動解析・変動要因解析等による動態予測に基づいた健康影響評価手法の開発
- ② 有害微生物等の食品を介した感染機序に関する研究に基づいた健康影響評価手法の開発
- ③ かび毒及び自然毒の生体作用を考慮した健康影響評価手法の開発

3 新食品等研究領域

○ 新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域

遺伝子組換え技術、ナノテクノロジー、物理的特性の付加技術等を用いて製造された食品に含まれる成分の生体への影響又は新開発食品等の医薬品等との相互作用等を考慮した健康影響評価手法の開発に資するものであること。

		<p>4 リスクコミュニケーション研究領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域 リスクコミュニケーションの検証手法、又はリスク認知に影響を及ぼす要因の解析手法の開発に資するものであること。</li> <li>○ 平成18年度及び平成19年度に採択した食品健康影響評価技術研究課題の平成20年度への継続の要否を判定する中間評価については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、書面による1次審査及びヒアリングによる2次審査を行い、中間評価案をとりまとめた。</li> </ul> <p>(2) 食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6月15日及び平成20年1月11日に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況、平成20年度予算の要求状況等について情報交換を行った。</li> </ul>
<p>第4 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>1 意見交換会等の開催</p> <p>食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成18年11月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、19年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。</p> <p>委員会が行う意見交換会においては、食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件について開催するとともに、リスク分析の考え方や食品安全行政の考え方について、食品添加物や農薬を題材に東京、大阪以外の都市でも開催し、また、地域の指導者育成講座を活用して内容、対象を絞って開催する。</p> <p>このほか、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、関係府省と連携して全国各地で22回、食品安全委員会単独で2回の意見交換会を開催した。</li> <li>また、地方公共団体との共催による意見交換会については、地方公共団体からの要望を踏まえて実施したが、日程等の事情から5回の開催に留まった。地域でのリスクコミュニケーションの推進のため、講師の派遣も含め、今後とも地方公共団体と連携しつつ意見交換会を開催していくこととしている。</li> <li>○ なお、委員会が行う意見交換会は、リスク分析の考え方、食育、我が国に輸入される牛肉等や食中毒原因微生物に係るリスク評価をテーマにして行ったもののほか、米国における農薬の安全性評価や、放射線照射食品を巡る国際的な状況等について海外から専門家を招聘して行った。</li> <li>○ さらに、消費者団体等の関係団体との懇談会等を実施した。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月23日&lt;福岡県&gt;「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について」</li> <li>・ 4月24日&lt;大阪府&gt;「<span style="float: right;">」</span></li> <li>・ 4月25日&lt;北海道&gt;「<span style="float: right;">」</span></li> <li>・ 4月27日&lt;東京都&gt;「<span style="float: right;">」</span></li> <li>・ 5月11日&lt;東京都&gt;「科学的不確実性とリスクコミュニケーション(BSE問題を例として)」</li> <li>・ 5月15日&lt;東京都&gt;「米国における農薬の安全性評価の取組について」</li> <li>・ 6月10日&lt;福井県&gt;「食の安全を理解する上での食育の役割」</li> <li>・ 6月21日&lt;東京都&gt;「米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会」 (リスク管理機関主催)</li> <li>・ 6月22日&lt;大阪府&gt;「米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会」 (リスク管理機関主催)</li> <li>・ 6月22日&lt;東京都&gt;「食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会」</li> <li>・ 6月25日&lt;大阪府&gt;「<span style="float: right;">」</span></li> </ul> </div>

- ・ 9月3日<東京都>「放射線照射食品をめぐる国際的な状況」
- ・ 9月13日<山口県>「食品安全のためのリスク分析の考え方(農業を例として)」  
(山口県と共催)
- ・ 10月5日<富山県>「食品安全フォーラムinとやま」(富山県と共催)
- ・ 10月17日<東京都>「豪州における農業の安全性確保に関する取組について」
- ・ 10月24日<山形県>「食の安全フォーラムin置賜」(山形県と共催)
- ・ 11月2日<東京都>「EUにおける遺伝子組換え作物のリスク評価について」
- ・ 11月19日<岐阜県>「食品の安全・安心シンポジウム」(岐阜県と共催)
- ・ 11月19日<愛知県>「我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える」
- ・ 11月20日<福岡県>「 ” ” 」
- ・ 11月26日<大阪府>「 ” ” 」
- ・ 11月27日<岡山県>「 ” ” 」
- ・ 11月28日<宮城県>「 ” ” 」
- ・ 11月30日<東京都>「 ” ” 」
- ・ 12月3日<栃木県>「第4回とちぎ食品安全フォーラム」(栃木県と共催)
- ・ 1月26日<群馬県>「泉大臣と語る食品安全—国民の目線に立った食品安全行政を目指して—」  
(食品安全委員会単独)
- ・ 2月29日<大阪府>「新しいコミュニケーションのフレームワーク作りを考える」  
(食品安全委員会単独)
- ・ 3月19日<東京都>「食品中の鉛について考える」
- ・ 3月26日<大阪府>「食品中の鉛について考える」

## 2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努める。

リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、18年度に引き続き「地域の指導者育成講座」を実施するとともに、新たに、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーション」を育成するための講座を実施する。また、食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

### (1) 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座

- 鳥取県、石川県、山口県、香川県、滋賀県、愛知県、岡山県、福岡県、神奈川県、和歌山県、兵庫県の11カ所において開催した。
- 本講座では、食品の安全性確保のためのリスク分析の考え方や食品安全委員会の取組について講義を行った後、グループに分かれてコミュニケーション能力を高め、地域での活動につながる演習を行った。

### (2) 食品の安全性に関するリスクコミュニケーション育成講座

- 岡山市、広島市、徳島県、大阪府、秋田県、栃木県、福岡市、岡崎市、三重県、大分県、北海道の11カ所において開催した。
- 本講座では、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、消費者、事業者など様々な食品関係者の立場や主張を理解し、また、意見や論点を明確にし、地域において相互の意思疎通を円滑にする役割を担うリスクコミュニケーション(ファシリテーター)を育成するため、ファシリテーション<sup>※</sup>に関する講義と演習を行った。
- 過去に地域の指導者育成講座を受講し、本講座を受講した方に実施したアンケートによると、18.5%の方は地域の学習会や集会等においてリスク分析の考え方等に



	<p>ついて解説するなどの活動をしており、6.5 %の方は今後活動する予定であるとの結果であった。</p> <p>※ ファシリテーション(facilitation)の原意は、「促進すること」、「容易にすること」等であり、会議やワークショップ等において参加者の意見を引き出し、活発な意見交換を行い、コミュニケーションを活性化させ、成果に結び付けていくことを支援すること。</p> <p>(3) その他の食品安全に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導者育成講座等の受講者が、地域におけるリスクコミュニケーションを推進し、情報や理解の裾野を広げる活動ができるよう、必要な情報を提供した。</li> <li>○ 指導者育成講座等の受講者がリスクコミュニケーション活動に利用できるよう、リスク分析に関する内容のDVDを作成した。</li> </ul>
<p>3 全国食品安全連絡会議の開催</p> <p>委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 11月21日に全国食品安全連絡会議を開催し、委員会の運営状況の情報提供を行った。また、先駆的な取組を行う地方公共団体より、推進体制、人材育成、意見交換会の実施状況等について報告を受けるとともに、リスクコミュニケーションについて地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を実施した。</li> </ul>
<p>4 食品安全モニターの活動</p> <p>食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。この中で、食品安全モニターの任期を2年に延長（1年毎に半数改選）する等により、食品安全モニターの情報発信能力の向上を図るとともに、食品安全モニター活動の活性化を図る。</p> <p>また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成19年5月ごろを目途に、北海道地域、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度食品安全モニターについては、任期を2年に延長した上で、4月2日に新規モニターとして235名（応募総数809名）及び18年度からの継続モニターとして235名の計470名を依頼した。</li> </ul> <p>[参考]</p> <p>食品安全モニターの男女比</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性：157名（33.4%）</li> <li>・ 女性：313名（66.6%）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ モニターの方々に委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、継続モニターからの地域における活動報告や意見交換を行うため、5月21日から6月27日までに、全国7都市で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。</li> <li>○ 食品安全モニターの活動実績は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全行政等に関する意見等について524件の随時報告があり、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において概要を報告した。</li> </ul> </li> </ul> <p>[参考]</p> <p>平成19年度に意見等が多かった案件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示関係：143件</li> <li>・ 食品衛生管理関係：119件 等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品の安全性に関する意識等について」の課題報告を受け、12月20日の第220回委員会会合で報告し、委員会での取組のための参考とするとともに、「食品に関するリスクコミュニケーションへの参加等」の課題報告を実施した。 [課題報告(食品の安全性に関する意識等について)の概要] 以下の4つの項目についてアンケート形式で調査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に係る危害要因等について</li> <li>・ 食品の安全性に関する情報について</li> <li>・ 食品安全委員会のホームページ等について</li> <li>・ トランス脂肪酸のファクトシートについて</li> </ul> それぞれの結果の傾向を把握するとともに、過去の調査結果との比較も行った。</li> </ul>
<p>5 情報の提供・相談等の実施</p> <p>国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実やメールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。</p> <p>特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。また、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図る。</p> <p>なお、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報について、わかりやすくホームページで公開することにより積極的な活用を図るとともに、関係機関に対してこれらの情報を提供し共有する。</p>	<p>(1) ホームページ等による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会のホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「BSE及びvCJD」、「食中毒」、「トランス脂肪酸」、「鳥インフルエンザ」</li> <li>・ ファクトシート（「トランス脂肪酸」、「加工食品中のアクリルアミド」）</li> <li>・ マスメディアに大きく取り上げられていた「こんにやく入りゼリー」や「中国産食品」</li> </ul> </li> <li>○ 電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、食品安全委員会等の結果概要や食品安全委員会ホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約5,800名の会員に対し配信した。</li> </ul> <p>(2) 季刊誌「食品安全」等による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 季刊誌「食品安全」を7月、10月、12月、平成20年3月に発行し、「米国・カナダ以外からの輸入牛肉等の食品健康影響評価」等について掲載した。</li> <li>○ 委員会のパンフレットを更新した。</li> </ul> <p>(3) 広報等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マスメディア関係者との間で懇談会を開催するなど、定期的に意見交換を行ったり、当委員会開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信も行った。</li> <li>○ 厚生労働省から評価依頼のあった、農薬メタミドホスの評価結果内容について、平成20年2月27日に農業専門調査会座長から報道担当記者等に対し、ブリーフィングを行った。</li> <li>○ 政府広報を活用して、テレビ番組出演による食品安全委員会の役割の紹介、ラジオ番組による食の安全ダイヤルの広報及び新聞記事下広告とラジオ番組による平成20年度食品安全モニター募集の広報を実施した。</li> </ul> <p>(4) 食の安全ダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般消費者等から971件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等に</li> </ul>

		<p>については、毎月、Q &amp; Aを作成し、ホームページに掲載した。</p> <p>[参考] 相談等の主な内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当委員会関係 : 141件</li> <li>・ 食品の安全性関係 : 130件</li> <li>・ 食品一般関係 : 652件 等</li> </ul>
	<p>6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整</p> <p>委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。</p>	<p>○ 関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を24回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。</p>
	<p>7 食育の推進への貢献</p> <p>平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。</p>	<p>○ ホームページ、パンフレット、リーフレット、季刊誌等を通じ、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、意見交換会を29回開催した。</p> <p>○ 6月9・10日に福井県で開催された第2回食育推進全国大会において、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブース出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類を配布した。</li> <li>・ 「食の安全を理解する上での食育の役割」をテーマとした意見交換会などを実施した。</li> </ul> <p>○ 8月22・23日に、夏休みを利用し、食の安全について理解を深めてもらうため、小学生等を対象とした「ジュニア食品安全委員会」を開催し、意見交換やクイズ大会を行った。</p> <p>○ 子供を対象に、リスク分析の考え方を分かりやすく説明した食育に資する冊子を作成した</p> <p>○ 平成18年11月16日の第168回委員会会合において決定した「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、「食育」は今後検討すべき内容として掲げられていることから、リスクコミュニケーション専門調査会において更に検討した。</p>
<p>第5 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急時を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>○ 8月9日の第202回委員会会合において、平成19年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〔計画の内容〕</p> <p>今年度は、食品安全委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の向上を重点課題とし、2回の訓練を実施する。</p> </div> <p>○ 12月3日に、第1回目として、リスク管理機関との合同訓練（机上シミュレーション<sup>*1</sup>）を実施した。</p>

	<p>2 緊急事態への対応体制の整備</p> <p>緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討・見直しを行うとともに、緊急時対応体制の強化・整備を行う。</p> <p>この他、緊急時対応専門調査会において、緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ要綱等の見直し及び緊急時対応体制の強化・整備を行う。</p>	<p>○ 平成20年3月11日に、効果的な広報技術の習得を目的とし、野村委員を講師に「情報提供に関するレクチャー（マスコミについて）」を開催した<sup>※2</sup>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※1 机上シミュレーション：実際に体を動かすものではなく、机上で、設定に沿ってイメージをふくらませ、対応等の議論を行う訓練。</p> <p>※2 第2回緊急時対応訓練については、食品による薬物中毒事案の発生を受け実働訓練は中止した。</p> </div> <p>○ 緊急時対応専門調査会において、平成19年度緊急時対応訓練及び食品による薬物中毒事案を中心とした食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づく対応について検証を行った結果は、以下のとおりであった。</p> <p>① 緊急対策本部の設置などを対象としたリスク管理機関との合同訓練や広報技術の向上を目的とした継続的な訓練を実施し、緊急時対応体制の強化を図る必要性が指摘された。</p> <p>② 緊急時における事務局内及び専門委員等との情報共有体制の整備、情報提供における関係機関との連携体制の強化、問合せに対する体制整備等の必要性が指摘された。</p> <p>これらの指摘を受け、必要に応じ要綱等の再点検を行っていくこととした。</p> <p>○ また、平成18年度の緊急時対応訓練の結果についての検証を踏まえ、事務局内における事務作業手順書として、「食品安全委員会事務局内緊急時対応事務処理要領」、「食品安全委員会緊急時対応訓練実施手順書」を作成した。</p> <p>○ 中国産冷凍ギョウザ問題に対しては、平成20年1月31日に開催された食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せに基づき、「被害拡大の防止」、「原因の究明」及び「再発防止策の検討」について関係機関と連携をとりながら対応した。</p> <p>[参考]ホームページでの情報提供 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について[PDF] <a href="http://www.fsc.go.jp/emerg/1.pdf">http://www.fsc.go.jp/emerg/1.pdf</a></p>
<p>第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供</p> <p>委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を整備した。システムに登録されている情報のうち、一般に公開できるものについては、委員会のホームページにリンクしたシステムの検索機能を通じ広く国民に提供する。</p> <p>平成19年度においては、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を行う。</p>	<p>○ 収集した食品安全に関する海外情報、委員会が行った調査の結果や会議資料等について、詳細な条件検索ができるように整理し、システムにより、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ広く国民に提供した。</p> <p>○ 収集した情報を整理・分析して、自ら評価案件の検討に活用するとともに、国民にわかりやすく正確な情報提供を行うため、ファクトシート等を作成し提供した。</p>

<p>2 国際会議等への参加</p>	<p>コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（O I E）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。</p> <p>また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>さらに、E F S Aなどの国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実により広く国際機関や外国機関等に発信・情報交換することでリスク評価における国際協調を推進する。</p>	<p>(1) 国際会議等への派遣</p> <p>○ 平成19年度においては、コーデックス委員会各部会、O E C Dタスク・フォース、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（26回）、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有を図った。</p> <p>(2) 海外研究者の招聘</p> <p>○ 海外の研究者等を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施した（6回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月7日～11日 カナダ・ピクトリア大学 コンラッド・ブルンク教授</li> <li>・ 5月14日～16日 アメリカ環境保護庁(EPA)農業業務部登録課 ロイス・ロッシ課長</li> <li>・ 9月2日～6日 世界保健機構(WHO)食品安全・人獣共通感染症及び食品由来疾患局GEMS食品プログラム課長 ジェラルド・G・モイ博士</li> <li>・ 10月15日～19日 オーストラリア農業・動物用薬品局CEO(最高責任者) エヴァ・ベネットジェンキンス博士</li> <li>・ 10月29日～11月2日 欧州食品安全機関(EFSA)のGMOパネル座長 ハリー・クーパー博士</li> <li>・ 2月25日～29日 オランダワールゲニンゲン大学 リン・フルワー教授</li> </ul> <p>(3) 海外への情報発信</p> <p>○ 委員会の英語版ホームページにおいては、「リスク評価の審議状況」や「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」等を掲載した。</p>
<p>第7 食品の安全性の確保に関する調査</p>	<p>リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う調査として、状況に応じ機動的に課題を選定しつつ食品安全確保総合調査を実施する。平成19年度に実施する課題については、6月ごろまでに選定する。</p> <p>なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定することとしている。</p> <p>また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。</p>	<p>○ 平成19年度においては、「調査、広報及び研究開発に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成19年3月30日付け府令第290号内閣府大臣官房会計課長通知）により、調査実施機関の選定方式の変更が必要となった。</p> <p>このため、7月に「食品安全委員会食品安全確保総合調査実施要領」を新たに策定した後に、15課題を調査課題として選定し、調査実施機関と請負契約を行い、調査を実施した。また、調査課題の選定及び総合評価方式の技術提案の審査は、食品安全確保総合調査選定会議において行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 食品に含まれるフランに関する安全性評価に資する情報収集調査</li> <li>② 食品に含まれるクロロプロパノール類に関する安全性評価に資する情報収集調査</li> <li>③ 食品安全に関する緊急時対応訓練の効果的な実施に関する調査</li> <li>④ 食品添加物リスク評価ガイドラインを構築するための基礎的調査</li> <li>⑤ 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査</li> <li>⑥ 「平成19年度評価依頼計画物質」に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関する文献調査</li> <li>⑦ 食品健康影響評価等の啓発に関する調査〈食品添加物篇〉</li> <li>⑧ 食中毒原因微生物の食品健康影響評価に関する調査</li> <li>⑨ リスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査</li> <li>⑩ マスメディア報道の分析に基づく情報発信の手法に関する調査</li> </ul>

- ⑪ 地域におけるリスクコミュニケーションに関する調査
- ⑫ 無機鉛の食品健康影響評価に関する調査
- ⑬ 鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価に関する調査
- ⑭ 食品安全総合情報システムの機能強化及び利便性向上に必要な条件に関する調査
- ⑮ 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価に関する調査

○ 選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関、契約金額等を食品安全委員会ホームページ等で公開した。